

社会福祉法人善照学園役員の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人善照学園(以下「法人」という。)の理事長、理事、監事、評議員(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 役員に対する報酬は、評議員会の議決において定める。

(費用の弁償)

第 3 条 理事、監事が、その職務のため、会議に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

(旅費による費用弁償)

第 4 条 理事、監事が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員以外の者が、法人の依頼に応じ、業務のため出張した場合には、その者に対し費用弁償として旅費を支給することができる。

3 旅費の支給方法については、職員の例による。

(その他)

第 5 条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決において定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規程は、令和元年12月20日から施行する。